

下限面積(別段面積)の設定について

農地法第3条の許可基準である下限面積について、平成21年12月施行の改正農地法により、県知事に代わり農業委員会が、農林水産省で定める基準に従い、別段の面積を定めることになりました。

また、「農業委員会の適正な事務実施について」(20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林生産省経営局長通知)が、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、別段面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、奄美市農業委員会では、今年度の下限面積を(別段面積)の設定について、第3回定例総会において審議した結果、下記のとおり決定しました。

奄美市における下限面積

地区名	下限面積	備考
名瀬地区	20アール	
住用地区	20アール	
笠利地区	20アール	

*平成26年4月1日から適用。